

障害者自立支援給付支払等システムに係るQ & Aについて

No	区 分	質 問	回 答	備 考
1	審査支払事務の見直し	平成30年4月に改正法が施行されるが、国保連合会における一次審査も平成30年4月から開始されるという認識でよろしいか。	国保連合会における一次審査は、平成30年4月サービス提供分が請求される平成30年5月より開始することになる。平成30年4月までは、現行通りの運用となる。	再掲 (2017年10月2日開催 合同担当者説明会)
2	審査支払事務の見直し	平成30年度から審査を開始するにあたり、介護保険における給付費審査委員会にあたるものの設置は必要か。	障害者総合支援法等において規定がされていないことから、審査委員会の設置は不要となる。	再掲 (2017年10月2日開催 合同担当者説明会)
3	審査支払事務の見直し	平成30年度より受給者台帳(モニタリング情報)が追加となるが、サービス等利用計画を作成した月についてはモニタリング対象月の有無を「有」にする必要があるか。	受給者台帳(モニタリング情報)の「モニタリング対象月」については、モニタリングの実施予定月に「有」を設定していただくこととなる。	平成30年3月23日開催 合同担当者説明会
4	審査支払事務の見直し	インタフェース仕様書(サービス事業所編)の10ページにおいて、「J421 利用者負担上限額管理結果票情報(複数児童)」が追加されているが、平成30年4月1日以降に上限額管理情報を送信する際は、当該インタフェースにて作成するのか。	平成30年4月のインタフェース仕様書にて、「J421 利用者負担上限額管理結果票情報(複数児童)」を追加しているが、用途としては、「同一世帯における複数児童の上限額管理を行った場合に上限額管理者が送信する」と記載しているとおり、一人の児童に対して上限額管理を行う場合は、既存の「J411 利用者負担上限額管理結果票情報」を使用することになる。 また、注釈に「サービス提供年月が平成30年10月以降使用する。」と記載しているとおり、平成30年4月時点においては、複数児童の上限額管理を行った場合においても「J421 利用者負担上限額管理結果票情報(複数児童)」は使用することができないため、従来どおり紙等にて市町村へ提出することになる。 なお、平成30年度報酬改定の内容が多岐に渡り、また、大規模なものであることから、システムによる対応時期については、改めて検討している。	平成30年3月23日開催 合同担当者説明会
5	共生型サービスの創設	現在、既存の基準該当障害福祉サービス等の事業所が、平成30年4月以降、共生型障害福祉サービス等の事業所へ移行する場合、事業所番号はどのように付番すればよいか。	この場合、共生型障害福祉サービス等の事業所の指定に係る事業所番号は、既存の基準該当障害福祉サービス等を提供している事業所とは、別の事業所番号を設定することになる。	平成30年3月23日開催 合同担当者説明会

障害者自立支援給付支払等システムに係るQ & Aについて

No	区 分	質 問	回 答	備 考
6	共生型サービスの創設	平成30年4月以降、共生型障害福祉サービス等の事業所としての指定を受け、利用者にサービスを提供した後、給付費等の請求を行う場合、請求方法や使用する請求様式は指定障害福祉サービス等の事業所が行う場合と異なるのか。	指定障害福祉サービス等の事業所と同様である。	平成30年3月23日開催 合同担当者説明会
7	共生型サービスの創設	インタフェース仕様書(都道府県編)の事業所異動連絡票情報(サービス情報)等において、「サービス管理責任者配置の有無」の項目があるが、「サービス管理責任者配置等加算」を指す認識でよいのか。	お見込みのとおり。	平成30年3月23日開催 合同担当者説明会
8	高額障害福祉サービス等給付費の支給対象の拡大	平成30年3月14日付事務連絡「平成30年度の改正障害者総合支援法等の施行及び障害福祉サービス等報酬改定に伴う障害者自立支援給付支払等システムの対応について」の「3 高額障害福祉サービス等給付費の支給対象の拡大」に「国保連への委託開始は、平成30年11月以降となる予定です。」と記載があるが、高額障害福祉サービス等給付費の算定についても平成30年11月以降となるのか。	事務連絡の「平成30年11月以降」については、改正法の施行により追加となる、高額障害福祉サービス等給付費(以下「新高額障害福祉サービス等給付費」という。)を障害者自立支援給付支払等システムで算定可能な年月を示している。 障害者自立支援給付支払等システムでの新高額障害福祉サービス等給付費の算定処理については、平成30年11月以降となるが、国保連合会への新高額障害福祉サービス等給付費に係る事務の委託については、平成30年4月以降可能となる。 なお、平成30年11月以降に平成30年4月分の新高額障害福祉サービス等給付費を遡って算定することは可能である。	平成30年3月23日開催 合同担当者説明会
9	平成30年度報酬改定	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表において、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援A型及び就労継続支援B型のサービスに「就労移行支援体制(継続就労者数)」の項目があるが、インタフェース仕様書(都道府県編)の事業所異動連絡票情報(サービス情報)等に項目がないが、記載漏れか。	生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労継続支援A型及び就労継続支援B型に係る就労移行支援体制加算については、平成30年度から「6月以上就労継続している者が利用定員の5%を超えている」という要件を見直し、定員規模に応じた所定単位数に「6月以上就労継続している者の数」(以下「就労定着者数」という。)を乗じて得た単位数を加算することになる。 「就労定着者数」について、審査支払等システムでは管理していないため、市町村での審査において支払可否を確認いただきたい。 なお、介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表の「就労移行支援体制(継続就労者数)」の項目名称については、「就労移行支援体制(就労定着者数)」に修正する。	平成30年3月23日開催 合同担当者説明会

障害者自立支援給付支払等システムに係るQ & Aについて

No	区 分	質 問	回 答	備 考
10	平成30年度 報酬改定	介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表において、重度障害者等包括支援のサービスに「送迎体制、地域生活移行個別支援、精神障害者地域移行体制、強度行動障害者地域移行体制」の項目があるが、インタフェース仕様書（都道府県編）P14、14-1、14-3のマトリックス表では、重度障害者等包括支援の該当加算の項目に「○」が記されていないが、記載漏れか。	重度障害者等包括支援において、送迎加算、地域生活移行個別支援加算、精神障害者地域移行体制加算又は強度行動障害者地域移行体制加算を算定する場合に必要な都道府県知事への届出は、委託先の指定短期入所事業所又は指定共同生活援助事業所において、当該加算に係る届け出がされていれば、重度障害者等包括支援事業所としての届け出は省略する運用とすることから、市町村での審査において支払可否を確認いただきたい。	平成30年3月23日開催 合同担当者説明会
11	統計	平成30年度より受給者台帳（基本情報）に「国庫負担基準単位集計区分」が追加されるが、どのように活用されるのか。 また、未設定の場合、どのような影響があるか。	「国庫負担基準単位集計区分」は、国庫負担基準単位のト、チ（平成30年4月以降はイ(7)、イ(8)）を集計するために追加されたものである。 以下のいずれかを設定した場合、国保連合会より市町村へ提供される国庫負担基準単位（実利用者数、支給額）にて、集計された値が設定される予定。 2:共同生活援助における個人単位で居宅介護等利用算定者（重度訪問介護利用者の支援の度合相当） 3:共同生活援助における個人単位で居宅介護等利用算定者（同行援護利用者の支援の度合相当） 4:共同生活援助における個人単位で居宅介護等利用算定者（行動援護利用者の支援の度合相当） 5:共同生活援助における個人単位で居宅介護等利用算定者 「1:対象外」、または未設定の場合、集計対象外となる予定。 また、当該項目は必須項目であるため、「入力がない（設定しない）」場合、審査支払等システムの台帳受付点検時にエラーとなり、台帳登録ができない。 なお、集計開始時期については、台帳情報を整備するための期間を一定程度設ける必要があることから、平成31年度以降を予定している。	平成30年3月23日開催 合同担当者説明会

障害者自立支援給付支払等システムに係るQ & Aについて

No	区 分	質 問	回 答	備 考
12	高額障害福祉サービス等給付費の支給対象の拡大	No8の回答にて「平成30年11月以降に平成30年4月分の新高額障害福祉サービス等給付費を遡って算定することは可能である。」とあるが、新高額障害福祉サービス等給付費を算定する上で必要な台帳情報はいつまでに登録しておく必要があるか。	新高額障害福祉サービス等給付費の算定を開始する月(処理実施前)までに、国保連合会へ提出する必要がある。 仮に、4月サービス提供分より新高額障害福祉サービス等給付費の算定を行う場合は、異動年月日に4月を設定することになる。 【対象インタフェース】 ・受給者異動連絡票情報(基本情報) ・高額障害福祉サービス費世帯等異動連絡票情報	新規
13	平成30年度報酬改定	平成30年4月以降、短期入所において、インタフェース仕様書(都道府県編)の事業所異動連絡票情報(サービス情報)等の「利用定員数」が必須項目となったが、空床利用型事業所の場合、どのような値を設定すれば良いか。	空床利用型事業所の場合は、「指定障害者支援施設等の居室のベット数」を利用定員数とし、設定すること。	新規
14	平成30年度報酬改定	平成30年度より同行援護サービスにおいて、ヘルパー資格が以下のとおり追加されているが、「15: 初任者等(通訳)」、「16: 基礎等(通訳)」に該当する場合、「基礎研修課程修了者等により行われる場合」や「盲ろう者向け通訳・介助員により行われる場合」の減算について、どの報酬を算定すればよいか。 【ヘルパー資格に伴う減算】 ・基礎研修課程修了者等により行われる場合 ・盲ろう者向け通訳・介助員により行われる場合 【ヘルパー資格】 ・11: 初任者等 ・12: 基礎等 ・15: 初任者等(通訳) ・16: 基礎等(通訳) ・17: 通訳	ヘルパー資格の「15: 初任者等(通訳)」については、初任者研修課程修了者等が盲ろう者向け通訳・介助員の経験・技術を有している場合であり、「盲ろう者向け通訳・介助員により行われる場合」の減算は算定されない。 ヘルパー資格の「16: 基礎等(通訳)」については、基礎研修課程修了者等が盲ろう者向け通訳・介助員の経験・技術を有している場合であり、「基礎研修課程修了者等により行われる場合」や「盲ろう者向け通訳・介助員により行われる場合」のいずれか一方の事由に着目して減算することになる。	新規

障害者自立支援給付支払等システムに係るQ & Aについて

No	区 分	質 問	回 答	備 考
15	平成30年度 報酬改定	平成30年度より同行援護サービスにおいて、基本報酬や加算・減算、受給者の支給決定、ヘルパー資格が以下のとおり追加されているが、受給者の支給決定やヘルパー資格と報酬の組み合わせはどのようなになるのか。 【基本報酬】 ・身体介護を伴う場合 ・身体介護を伴わない場合 ・平成30年4月以降に支給決定を受けた者に提供した場合 【加算】 ・盲ろう者に対して盲ろう者向け通訳・介助員が支援を行う場合 【ヘルパー資格に伴う減算】 ・基礎研修課程修了者等により行われる場合 ・盲ろう者向け通訳・介助員により行われる場合 【支給決定】 ・151000: 同行援護(身体介護伴う)決定 ・152000: 同行援護(身体介護伴わない)決定 ・153000: 同行援護基本決定 ・154000: 同行援護基本決定(盲ろう者) 【ヘルパー資格】 ・11: 初任者等 ・12: 基礎等 ・15: 初任者等(通訳) ・16: 基礎等(通訳) ・17: 通訳	受給者の支給決定とヘルパー資格による、報酬の組み合わせは以下のとおりである。 ①基本報酬: 身体介護を伴う場合 ②基本報酬: 身体介護を伴わない場合 ③基本報酬: 平成30年4月以降に支給決定を受けた者に提供した場合 ④減算: 基礎研修課程修了者等により行われる場合 ⑤減算: 盲ろう者向け通訳・介助員により行われる場合 ⑥加算: 盲ろう者に対して盲ろう者向け通訳・介助員が支援を行う場合 【支給決定】 ・151000: 同行援護(身体介護伴う)決定 11: 初任者等 ⇒① 12: 基礎等 ⇒①,④ 15: 初任者等(通訳) ⇒① 16: 基礎等(通訳) ⇒①,④又は⑤ 17: 通訳 ⇒①,⑤ ・152000: 同行援護(身体介護伴わない)決定 11: 初任者等 ⇒② 12: 基礎等 ⇒②,④ 15: 初任者等(通訳) ⇒② 16: 基礎等(通訳) ⇒②,④又は⑤ 17: 通訳 ⇒②,⑤ ・153000: 同行援護基本決定 11: 初任者等 ⇒③ 12: 基礎等 ⇒③,④ 15: 初任者等(通訳) ⇒③ 16: 基礎等(通訳) ⇒③,④又は⑤ 17: 通訳 ⇒③,⑤ ・154000: 同行援護基本決定(盲ろう者) 11: 初任者等 ⇒③ 12: 基礎等 ⇒③,④ 15: 初任者等(通訳) ⇒③,⑥ 16: 基礎等(通訳) ⇒③,④又は⑤,⑥ 17: 通訳 ⇒③,⑤,⑥	新規

障害者自立支援給付支払等システムに係るQ & Aについて

No	区 分	質 問	回 答	備 考
16	平成30年度 報酬改定	インタフェース仕様書(都道府県編)の事業所異動連絡票情報(サービス情報)等において、「職員欠如による減算適用開始年月日」や「サービス管理責任者欠如減算適用開始年月日」が追加されているが、どのような日付を設定すればよいのか。	指定基準に定める人員基準を満たしていない状態となった日ではなく、「サービス提供職員欠如減算」や「サービス管理責任者欠如減算」の適用が開始される日を設定する。 なお、障害児施設異動連絡票情報(サービス情報)等の「職員欠如による減算適用開始年月日」や「児童発達支援管理責任者欠如減算適用開始年月日」についても同様である。 ただし、平成30年4月以前から当該減算が適用されている場合は、「平成30年4月1日(20180401)」を設定する。	新規
17	平成30年度 報酬改定	児童発達支援の「欠席時対応加算」について、「重症心身障害児を支援する場合に限り定員充足率が80%未満の場合は月8回を限度」が追加された。 月8回を限度とする算定要件の対象となる受給者については、「613000:児童発達支援基本決定(重症心身障害児)」の支給決定を受けている方という認識で良いか。	お見込みのとおり。 主として重症心身障害児を受け入れる事業所にて、「613000:児童発達支援基本決定(重症心身障害児)」の支給決定を受けている方に対し、算定要件を満たす場合に月8回まで算定可能である。また、介護給付費等単位数サービスコードにて、月4回を限度とする請求サービスコードと月8回を限度とする請求サービスコードを以下のとおり用意している。 ＜児童発達支援＞ ・615495 児発欠席時対応加算 (月4回限度) ・615496 児発欠席時対応加算(重心) (月8回限度) なお、当該取扱いについては、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいても同様である。	新規
18	平成30年度 報酬改定	児童発達支援の基本報酬について、インタフェース仕様書(都道府県編)の障害児施設異動連絡票情報(サービス情報)等において、「施設等の区分」、「障害児施設区分」及び今回追加された「未就学児等支援区分」や受給者の支給決定により、どの報酬を算定することになるのか。	「施設等の区分」、「障害児施設区分」及び「未就学児等支援区分」や受給者の支給決定により、算定する報酬については、別添2のとおりである。	新規

障害者自立支援給付支払等システムに係るQ & Aについて

No	区 分	質 問	回 答	備 考
19	平成30年度報酬改定	放課後等デイサービスの基本報酬について、インタフェース仕様書(都道府県編)の障害児施設異動連絡票情報(サービス情報)等において、「障害児施設区分」及び今回追加された「障害児状態等区分」や受給者の支給決定により、どの報酬を算定することになるのか。	「障害児施設区分」及び「障害児状態等区分」や受給者の支給決定により、算定する報酬については、別添3のとおりである。	新規
20	平成30年度報酬改定	インタフェース仕様書(都道府県編)の事業所異動連絡票情報(サービス情報)等において、「平均労働時間区分」が追加された。 就労継続支援A型の報酬告示に、「ただし、指定就労継続支援A型事業所等が新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、指定を受けた日から6月間における当該就労継続支援A型事業所等の1日の平均労働時間数に依り、1日につき所定単位数を算定することができる。」と記載がある。 報酬告示に記載のとおり、指定を受けた日から6月以上経過した場合には「平均労働時間区分」に何を設定すれば良いか。	平成30年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から1年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定することとなるが、報酬告示等に記載のとおり、指定を受けた日から6月以上経過した場合であって、6月間の実績に応じた報酬を算定する場合は、この限りではない。仮に、1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満となる場合は、「03:1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満」を設定すること。 また、当該取扱いについては、就労継続支援B型においても同様である。	新規
21	平成30年度報酬改定	平成30年4月25日付事務連絡「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.2(平成30年4月25日)」の送付について」の問3に、年度途中で新規指定した場合の就労移行支援の基本報酬区分の取扱いが記載されているが、当該記載に該当する場合は「就労定着率区分」に何を設定すれば良いか。	平成30年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から2年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定することとなるが、Q&A等に記載のとおり、実績に応じた報酬が算定可能な場合は、この限りではない。仮に、就職後6月以上の定着率が5割以上となる場合は、「01:就職後6月以上定着率が5割以上」を設定すること。 また、当該取扱いについては、就労移行支援(養成施設)においても同様である。	新規
22	平成30年度報酬改定	平成30年4月以降、請求情報のインタフェースが変更されているが、サービス提供年月が平成30年3月以前の請求情報についても、平成30年4月以降の新インタフェースで提出するのか。	お見込みのとおり。 平成30年3月サービス提供分以前の請求も含め、平成30年4月以降は新インタフェースで提出することとなる。	新規

【別添２】児童発達支援における基本報酬の整理について

項番	事業所の体制			受給者の支給決定	算定する基本報酬
	施設等の区分	障害児施設区分	未就学児等支援区分		
1	児童発達支援センター	主として重症心身障害児以外を受け入れる事業所	非該当	６１１０００：児童発達支援基本決定	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
2				６１２０００：児童発達支援基本決定（難聴児）	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
3				６１３０００：児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
4			Ⅰ	６１１０００：児童発達支援基本決定	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
5				６１２０００：児童発達支援基本決定（難聴児）	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
6				６１３０００：児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
7			Ⅱ	６１１０００：児童発達支援基本決定	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
8				６１２０００：児童発達支援基本決定（難聴児）	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
9				６１３０００：児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
10		主として難聴児を受け入れる事業所 ※システムは、「主として重症心身障害児以外を受け入れる事業所」とする。	非該当	６１１０００：児童発達支援基本決定	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
11				６１２０００：児童発達支援基本決定（難聴児）	ロ 難聴児の場合
12				６１３０００：児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
13			Ⅰ	６１１０００：児童発達支援基本決定	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
14				６１２０００：児童発達支援基本決定（難聴児）	ロ 難聴児の場合
15				６１３０００：児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
16			Ⅱ	６１１０００：児童発達支援基本決定	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
17				６１２０００：児童発達支援基本決定（難聴児）	ロ 難聴児の場合
18				６１３０００：児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
19		主として重症心身障害児を受け入れる事業所	非該当	６１１０００：児童発達支援基本決定	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
20				６１２０００：児童発達支援基本決定（難聴児）	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
21				６１３０００：児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	ハ 重症心身障害児の場合
22			Ⅰ	６１１０００：児童発達支援基本決定	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
23				６１２０００：児童発達支援基本決定（難聴児）	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
24				６１３０００：児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	ハ 重症心身障害児の場合
25			Ⅱ	６１１０００：児童発達支援基本決定	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
26				６１２０００：児童発達支援基本決定（難聴児）	イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合
27				６１３０００：児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	ハ 重症心身障害児の場合

項 番	事業所の体制			受給者の支給決定	算定する基本報酬
	施設等の区分	障害児施設区分	未就学児等 支援区分		
28	児童発達支援 センター以外	主として重症心身障 害児以外を受け入れ る事業所	非該当	6 1 1 0 0 0 : 児童発達支援基本決定	算定不可
29				6 1 2 0 0 0 : 児童発達支援基本決定（難聴児）	算定不可
30				6 1 3 0 0 0 : 児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	算定不可
31			Ⅰ	6 1 1 0 0 0 : 児童発達支援基本決定	ニ 障害児（重症心身障害児を除く）の場合 (1) 主に未就学児
32				6 1 2 0 0 0 : 児童発達支援基本決定（難聴児）	ニ 障害児（重症心身障害児を除く）の場合 (1) 主に未就学児
33				6 1 3 0 0 0 : 児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	ニ 障害児（重症心身障害児を除く）の場合 (1) 主に未就学児
34			Ⅱ	6 1 1 0 0 0 : 児童発達支援基本決定	ニ 障害児（重症心身障害児を除く）の場合 (2) 上記以外
35				6 1 2 0 0 0 : 児童発達支援基本決定（難聴児）	ニ 障害児（重症心身障害児を除く）の場合 (2) 上記以外
36				6 1 3 0 0 0 : 児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	ニ 障害児（重症心身障害児を除く）の場合 (2) 上記以外
37		主として重症心身障 害児を受け入れる事 業所	非該当	6 1 1 0 0 0 : 児童発達支援基本決定	ニ 障害児（重症心身障害児を除く）の場合 (1) 主に未就学児
38				6 1 2 0 0 0 : 児童発達支援基本決定（難聴児）	ニ 障害児（重症心身障害児を除く）の場合 (1) 主に未就学児
39				6 1 3 0 0 0 : 児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	ホ 重症心身障害児の場合
40			Ⅰ	6 1 1 0 0 0 : 児童発達支援基本決定	ニ 障害児（重症心身障害児を除く）の場合 (1) 主に未就学児
41				6 1 2 0 0 0 : 児童発達支援基本決定（難聴児）	ニ 障害児（重症心身障害児を除く）の場合 (1) 主に未就学児
42				6 1 3 0 0 0 : 児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	ホ 重症心身障害児の場合
43			Ⅱ	6 1 1 0 0 0 : 児童発達支援基本決定	ニ 障害児（重症心身障害児を除く）の場合 (1) 主に未就学児
44				6 1 2 0 0 0 : 児童発達支援基本決定（難聴児）	ニ 障害児（重症心身障害児を除く）の場合 (1) 主に未就学児
45				6 1 3 0 0 0 : 児童発達支援基本決定（重症心身障害児）	ホ 重症心身障害児の場合

※共生型事業所の場合は、体制等状況一覧表の「施設等区分」、「主たる障害種別」、「未就学児等支援区分」の区分の設定に関係なく、「へ」の報酬を算定する。
基準該当事業所の場合も同様に区分の設定に関係なく、「ト」の報酬を算定する。

【別添３】放課後等デイサービスにおける基本報酬の整理について

項番	事業所の体制		受給者の支給決定	算定する基本報酬
	障害児施設区分	障害児状態等区分		
1	主として重症心身障害児以外を受け入れる事業所	非該当	6 3 1 0 0 0：放課後等デイサービス基本決定	算定不可
2			6 3 2 0 0 0：放課後等デイサービス基本決定 (重症心身障害児)	算定不可
3		区分１の１	6 3 1 0 0 0：放課後等デイサービス基本決定	・イ 障害児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合 (1) 区分１の１ ・ロ 障害児（重症心身障害児を除く）に休業日に行う場合 (1) 区分１
4			6 3 2 0 0 0：放課後等デイサービス基本決定 (重症心身障害児)	・イ 障害児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合 (1) 区分１の１ ・ロ 障害児（重症心身障害児を除く）に休業日に行う場合 (1) 区分１
5		区分１の２	6 3 1 0 0 0：放課後等デイサービス基本決定	・イ 障害児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合 (2) 区分１の２ ・ロ 障害児（重症心身障害児を除く）に休業日に行う場合 (1) 区分１
6			6 3 2 0 0 0：放課後等デイサービス基本決定 (重症心身障害児)	・イ 障害児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合 (2) 区分１の２ ・ロ 障害児（重症心身障害児を除く）に休業日に行う場合 (1) 区分１
7		区分２の１	6 3 1 0 0 0：放課後等デイサービス基本決定	・イ 障害児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合 (3) 区分２の１ ・ロ 障害児（重症心身障害児を除く）に休業日に行う場合 (2) 区分２
8			6 3 2 0 0 0：放課後等デイサービス基本決定 (重症心身障害児)	・イ 障害児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合 (3) 区分２の１ ・ロ 障害児（重症心身障害児を除く）に休業日に行う場合 (2) 区分２
9		区分２の２	6 3 1 0 0 0：放課後等デイサービス基本決定	・イ 障害児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合 (4) 区分２の２ ・ロ 障害児（重症心身障害児を除く）に休業日に行う場合 (2) 区分２
10			6 3 2 0 0 0：放課後等デイサービス基本決定 (重症心身障害児)	・イ 障害児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合 (4) 区分２の２ ・ロ 障害児（重症心身障害児を除く）に休業日に行う場合 (2) 区分２
11	主として重症心身障害児を受け入れる事業所	非該当	6 3 1 0 0 0：放課後等デイサービス基本決定	・イ 障害児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合 (1) 区分１の１ ・ロ 障害児（重症心身障害児を除く）に休業日に行う場合 (1) 区分１
12			6 3 2 0 0 0：放課後等デイサービス基本決定 (重症心身障害児)	・ハ(1) 重症心身障害児に授業終了後に行う場合 ・ハ(2) 重症心身障害児に休業日に行う場合
13		区分１の１	6 3 1 0 0 0：放課後等デイサービス基本決定	・イ 障害児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合 (1) 区分１の１ ・ロ 障害児（重症心身障害児を除く）に休業日に行う場合 (1) 区分１
14			6 3 2 0 0 0：放課後等デイサービス基本決定 (重症心身障害児)	・ハ(1) 重症心身障害児に授業終了後に行う場合 ・ハ(2) 重症心身障害児に休業日に行う場合
15		区分１の２	6 3 1 0 0 0：放課後等デイサービス基本決定	・イ 障害児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合 (1) 区分１の１ ・ロ 障害児（重症心身障害児を除く）に休業日に行う場合 (1) 区分１
16			6 3 2 0 0 0：放課後等デイサービス基本決定 (重症心身障害児)	・ハ(1) 重症心身障害児に授業終了後に行う場合 ・ハ(2) 重症心身障害児に休業日に行う場合
17		区分２の１	6 3 1 0 0 0：放課後等デイサービス基本決定	・イ 障害児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合 (1) 区分１の１ ・ロ 障害児（重症心身障害児を除く）に休業日に行う場合 (1) 区分１
18			6 3 2 0 0 0：放課後等デイサービス基本決定 (重症心身障害児)	・ハ(1) 重症心身障害児に授業終了後に行う場合 ・ハ(2) 重症心身障害児に休業日に行う場合
19		区分２の２	6 3 1 0 0 0：放課後等デイサービス基本決定	・イ 障害児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合 (1) 区分１の１ ・ロ 障害児（重症心身障害児を除く）に休業日に行う場合 (1) 区分１
20			6 3 2 0 0 0：放課後等デイサービス基本決定 (重症心身障害児)	・ハ(1) 重症心身障害児に授業終了後に行う場合 ・ハ(2) 重症心身障害児に休業日に行う場合

※共生型事業所の場合は、体制等状況一覧表の「主たる障害種別」、「障害児状態等区分」の区分の設定に関係なく、「二」の報酬を算定する。
基準該当事業所の場合も同様に区分の設定に関係なく、「ホ」の報酬を算定する。